

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等支給基準の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「3法人」という。）の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準（以下「役員報酬等支給基準」という。）の変更について、3法人から知事に届出があり、平成 31 年 1 月 23 日付けで知事から当評価委員会に通知（資料 1 - 1 (病院)）があったため、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 49 条第 2 項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

- 評価委員会は、役員の報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる。（地方独立行政法人法 49 条 2 項）
- 役員の報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。（同法 48 条 1 項）
- 役員の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。（同法 48 条 3 項）

1 変更の趣旨

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「3法人」という。）の常勤役員の報酬については、法人の設立時において、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員（以下「国指定職」という。）及びこれに準じて定められている岐阜県の教育職給料表（一）6 級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めている。

今般、平成 30 年岐阜県人事委員会勧告を受けて県の教育職に係る期末・勤勉手当支給割合が改定されたことから、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院においては、その改定内容等を参考に、役員報酬等支給基準のうち、常勤役員の賞与支給割合を変更したもの。

また、今回の見直しに併せ、3法人において地方独立行政法人法改正に伴い所要の規定の整理を行うもの。

2 変更内容

【賞与支給割合】

		変更前	変更後	備考
県総合医療センター	6 月	1.40 月	1.675 月	
	12 月	1.85 月	1.675 月	
	計	3.25 月	3.35 月	
下呂温泉病院	6 月	1.55 月	1.675 月	
	12 月	1.70 月	1.675 月	
	計	3.25 月	3.35 月	
【参考】(H30 人勸) 県教育職給料表 (一) ※H31 年度以降	6 月	1.55 月	1.675 月	期末 0.70 月 + 勤勉 0.975 月
	12 月	1.70 月	1.675 月	期末 0.70 月 + 勤勉 0.975 月
	計	3.25 月	3.35 月	期末 1.40 月 + 勤勉 1.95 月

【所要の規定の整理】

法人の業務実績評価の結果を常勤役員の賞与及び退職手当に反映できる規定について、地方独立行政法人法改正（評価主体：地方独立行政法人評価委員会→設立団体の長）を反映させ、「岐阜県地方独立行政法人評価委員会による法人の業務実績評価」から「岐阜県知事による法人の業務実績評価」に文言修正を行うもの。

3 変更後の基準の適用年月日

平成31年2月1日（変更日：平成31年2月1日）〔県総合医療センター、多治見病院〕

平成31年1月1日（変更日：平成31年1月1日）〔下呂温泉病院〕

4 変更後の役員報酬等支給基準

資料1-1(病院)のとおり

5 参考事項

- (1) 現在、3法人の常勤役員はすべて職員を兼務し、職員給与の支給を受けているため、常勤役員報酬の支給の対象となる者はいない。
- (2) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院は、就任する役員の職種を勘案して個別に見直しを行うこととし、今回の改定に伴う賞与支給割合の変更は行わない。（参考：平成22年4月1日制定以降、改定なし。）

○地方独立行政法人法

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下…「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の person 費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。